

業務の適正を確保するための体制

当社は会社法及び会社法施行規則に定める、業務の適正を確保するための体制(「内部統制システム」)について、取締役会で以下のとおり決議しております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、行動規範を当社グループにおけるコンプライアンスの基本方針とし、その実効性を確保するための組織及び規程を整備するものとする。
 - ・ 当社にグループチーフコンプライアンスオフィサー（以下「グループ CCO」という。）を、また、各地域に地域チーフコンプライアンスオフィサー（以下「地域 CCO」という。）を置き、グループ CCO は当社グループにおけるコンプライアンス推進活動を統括し、地域 CCO は地域におけるコンプライアンス推進活動を統括する。
 - ・ グループ CCO 及び地域 CCO は、当社グループのコンプライアンス推進活動の充実と浸透に努めるものとする。
 - ・ グループ CCO の主催による、グローバルコンプライアンスコミッティを定期的開催し、コンプライアンス推進方針及び各地域でのコンプライアンス推進活動の内容を共有するとともに、必要に応じて個別の課題に関する審議を行う。
 - ・ 国内外に内部通報制度を整備し、当社グループ内におけるコンプライアンス違反及びその可能性を発見した場合に、不利益を受けることなく通報できる体制を確保するものとする。
 - ・ 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制報告制度を整備し、その有効かつ効率的な運用・評価を行うものとする。
 - ・ 上記組織・機関・制度の運用状況は、当社の監査部門が内部監査を実施するものとする。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
 - ・ 取締役の職務の執行に係る情報は、当社グループの情報セキュリティマネジメントシステムに定められた情報セキュリティポリシー等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ・ 上記の保存及び管理は、当該情報を取締役・監査役が閲覧可能な状態を維持するものとする。
 - ・ 上記の運用状況は、当社の監査部門が内部監査を実施するものとする。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 当社は、リスクマネジメント方針を当社グループにおけるリスク管理の基本方針とし、その実効性を確保するための組織及び規程を整備するものとする。
 - ・ リスク管理は当該分野の所管部門が行うほか、グローバルリスクマネジメント会議を設置し、当社グループ全体の重要リスクを選定のうえ、対応策を策定するものとする。
 - ・ 上記組織・機関の運用状況は、当社の監査部門が内部監査を実施するものとする。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役の職務の効率性を確保するため、取締役会において合理的な職務分掌及び適切な執行役員の任命を行うものとする。
 - ・ 取締役会が定める基本方針に基づいて、代表取締役社長が業務執行するにあたり、経営会議において必要とされる事項の審議・決裁を行うものとする。
 - ・ グローバル戦略検討会議において、当社グループの経営戦略の策定及び進捗管理を行うものとする。
 - ・ グループ中期経営計画を策定し、当該計画の達成のため、定量的・定性的目標を設定し、四半期毎にモニタリングを通じて業績管理を行うものとする。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・ 上記方針及びグループ経営規程その他の関連規則に基づき、当社グループの経営管理を行うとともに、コンプライアンス推進、リスク管理その他の内部統制システムを構成する制度は、当社グループ全体を対象とするものとし、当社は持株会社として、当社グループ各社の自主性を尊重しつつ、内部統制システムの整備・運用を支援し、状況に応じてその管理を行うものとする。
 - ・ 当社の監査部門は、当社グループ各社の内部監査部門と連携し、当社グループ各社の監査を通じて、当社グループの内部統制システムの整備状況を把握・評価するものとする。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の職務を補助する組織として、取締役の指揮命令から独立した監査役会事務局を設置し、専属の使用人を配置するものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・前号の監査役会事務局使用人は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役の指揮命令は受けないものとする。
 - ・当該使用人の考課は監査役が実施し、その異動・懲戒等については、監査役の事前同意を得るものとする。
8. 当社の監査役への報告に関する体制、当社の監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役と取締役は定期的に会合を開催し、情報の共有に努めるとともに、取締役及び使用人は、法定の事項に加え、下記①～⑤の事項を遅滞なく監査役に報告するものとする。
 - ・当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人は、④又は⑤に該当する事項について当社の主管部署に報告するほか、監査役若しくは監査役会に対しても直接報告することができるものとする。
 - ・本号に定める監査役に報告をした者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることを禁止するものとする。
 - ①当社又は当社グループ各社の経営に影響を及ぼす重要事項に関して取締役が決定した内容
 - ②担当部署が行う当社又は当社グループ各社の内部監査の結果
 - ③内部通報のうち、当社又は当社グループ各社の経営に重大な影響を及ぼす事項
 - ④コンプライアンスに違反する事項のうち、当社又は当社グループ各社の経営に重大な影響を及ぼす事項
 - ⑤品質不良、製品欠陥に関する事項のうち、当社又は当社グループ各社の経営に重大な影響を及ぼす事項
9. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- 監査役が、その職務の執行について費用の前払い若しくは償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。
10. その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、内部監査部門と連携するとともに、会計監査人を監督し、会計監査人の取締役からの独立性を確保するため、会計監査人の監査計画について事前に報告を受領し、定期的に監査結果の報告を受けるなど密接に連絡関係を維持するものとする。

以上